

# 令和 8 年度 都市木造化関連 予算概算要求等について

---

令和 7 年 12 月

林野庁

# 令和8年度予算概算要求における主な都市木造化関連予算等について

要望1. 脱炭素化社会の実現に向けて、都市の木造化を促進するため、現在検討されている「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく算定・報告・公表制度(SHK制度)において建築物における木材の炭素貯蔵量を報告対象とするとともに、木材利用が推進されるよう、その活用策を検討すること。その際に個別所有や分譲等の不動産開発の民間建築物にも適用されるように検討すること。

また、カーボンニュートラルの達成に向けて、建築主等に対してインセンティブとなるように、木造建築物に関する税制、金融、会計、保険、環境評価などの諸制度の見直しを不断に行うこと。

- 環境省と連携し、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)において、企業等が自らのGHG排出量から木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定(R7年度中に改正、R8年4月に施行予定)
- これを契機に、企業や自治体に、建築物の木造化や木材利用の効果の「見える化」に取り組むことを宣言する「『森の国・木の街』づくり宣言」への参画を広く呼びかけ(令和7年10月より募集開始し、11月末時点で220以上の企業や自治体等が参画中)
- 建築物LCA(ライフサイクルカーボンアセスメント)制度化への対応も見据え、新たに、部材の排出原単位の整備への支援や、国産材利用による排出削減効果の見える化に向けた手法の開発等を実施【R8要求:建築用木材供給・利用強化対策】 など

要望2. 木造建築物の魅力をもっと引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現(あらわ)し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性に関する技術開発への支援を拡充すること。また、安全性の確認を前提に、内装制限などを含む防火・構造規定等関連する制度の合理化検討を継続し、加速化すること。

- 都市の木造化に向けて、建築基準の合理化に対応した部材等の開発や、木質耐火部材等を活用した先駆性の高い設計・建築実証を支援 【R8要求:建築用木材供給・利用強化対策】 など

# 令和8年度予算概算要求における主な都市木造化関連予算等について

要望3. 木材に関する経済安全保障やSDGsへの貢献を図るため、合法伐採及び再造林等の森林整備の推進、路網や木材加工流通施設の整備等による供給力強化、林業・木材産業の担い手の確保、建築物への木材利用に至るまでの国産材のサプライチェーンの普及・拡大、地域における建築物木材利用促進協定締結者の実践活動への支援、協定締結促進のための関係省庁の予算や優遇措置を引き続き拡充すること。

- 改正クリーンウッド法の施行を踏まえた合法伐採木材等の流通及び利用の促進 【R8要求:木材需要の創出・輸出力強化対策】
- 間伐・再造林、路網整備等の推進、先進的な林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、森林・林業の担い手育成等への支援  
【R8要求:森林整備事業、森林集約・循環成長対策、森林・林業担い手育成総合対策など】
- 木造公共建築物等を支援 【R8要求:森林集約・循環成長対策】
- 補助事業における協定締結者の優先採択 【R8要求:森林集約・循環成長対策、建築用木材供給・利用強化対策】
- 都道府県担当者に対する協定制度の周知や市町村担当者への周知依頼 など

要望4. 地方都市等において、地元の建設関連事業者が地域材を使用して中大規模、中層の木造建築物を作ることを推進するため、昨年12月に作られた耐久性評価のガイドラインに準拠した一般利用可能なオープン化された工法の開発や施工・維持管理方法の標準マニュアル等の作成・普及を図ること。さらに関連する製品の開発・普及・製造のための関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。

- 地方の低層中大規模建築物の木造化促進に向けて、一般に流通するJAS構造材等を活用した合理的な部材、設計手法の開発等を支援(一般流通材の活用等に係る支援を重点化) 【R8要求:建築用木材供給・利用強化対策】
- 木造建築物の設計者・施工者育成のための講習会の開催や、非住宅の木造化・木質化に向けた地域協議会等に対する専門家派遣等を支援 【R8要求:建築用木材供給・利用強化対策】 など

# 令和8年度予算概算要求における主な都市木造化関連予算等について

要望5. JAS構造材は、中大規模、中高層の木造建築物の建設に不可欠であり、その調達が可能になるよう流通量の飛躍的な増大に向けて関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。

加えて、4.のガイドラインに準拠した建築物に使われているJAS構造材については、その耐用年数を超える長期間にわたり二酸化炭素貯蔵機能を発揮させるため、解体して建築物の構造部材として再利用する際にあらためてJASに適合するものとして扱える手法について検討すること。

- 設計・建築実証や木造公共建築物等の整備への支援を通じて、JAS構造材の需要拡大を図るとともに、JAS認証を取得する木材加工流通施設等の整備を支援 【R8要求: 建築用木材供給・利用強化対策、森林集約・循環成長対策】
- 製材JASの基準合理化・運用見直しを実施(令和7年1月に告示を改正、7月に施行)
- 耐久性評価ガイドラインに準拠したJAS構造材の再利用に向けて、有識者との意見交換を実施 など

要望6. 「持続可能な社会づくり」に向けた国際的な潮流を踏まえ、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を推進する施策を講ずること。特に、再造林の確実な実施など持続可能な森林経営を実践する森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするための国民意識の醸成に向けた取組を進めること。加えて、公共建築物等における木材利用に当たっては率先して持続性の確保された木材の利用に努めるよう働きかけを行うこと。

- 持続可能性に配慮した木材供給に係るガイダンスを年度内に策定予定
- 国産材需要拡大のための「ウッド・チェンジ」の促進 【R8要求: 木材需要の創出・輸出力強化対策】
- 合法性が確認された木材を使用することを前提に、木造公共建築物等の整備を支援 【R8要求: 森林集約・循環成長対策】 など

＜対策のポイント＞

木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築と、それに必要な森林の集積・集約化等を推進するため、林業の生産基盤強化や再造林の省力・低コスト化、関係者による合意形成、条件整備、非住宅建築物の木造化の推進等の川上から川下までの総合的な取組を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m<sup>3</sup> [令和5年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 森林の集積・集約化促進対策

- ① 関係者による情報共有や合意形成等を実行するモデル事業等を支援します。
- ② 集約化モデル実証の取組の全国展開を図るため、専門家等による助言・評価等の伴走支援や成果の発信等を実施します。
- ③ 集積・集約化を支援する人材育成や集約化に係るノウハウを整理・分析します。

2. 林業・木材産業循環成長対策

集積・集約化の推進に向けて、改正森林経営管理法に基づき集約化構想を策定する地域や関係者を優先して生産基盤強化、需要拡大対策等に取り組みます。

① 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術・生産性の向上等の取組を支援します。

② 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

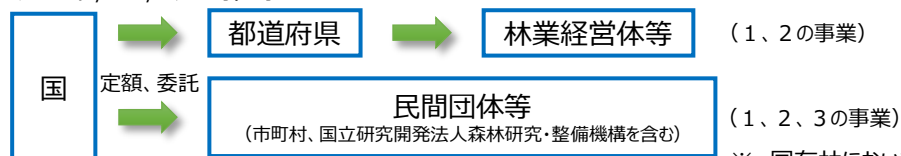
木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、木造公共建築物及び木造非住宅建築物の整備、木材加工流通施設の整備等を支援します。

3. 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

＜事業の流れ＞

定額（1/2、1/3以内等）等



森林の集積・集約化促進対策

○森林の集約化モデル地域実証事業（集約化モデル実証の支援、集約化モデル実証の取組の全国展開、専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析）

林業・木材産業循環成長対策

○循環型資源基盤整備強化対策（間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）○高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策 ○林業の多様な担い手の育成 ○山村地域の防災・減災対策 ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策 ○林野火災予防対策 ○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物及び木造非住宅建築物等の整備）

林業・木材産業金融対策

○林業施設整備等利子助成事業 ○林業信用保証事業（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業、保証活用支援事業、木材産業等高度化推進資金事業）



# 建築用木材供給・利用強化対策（新規）

令和8年度予算概算要求額 1,234,350千円（前年度 1,032,777 千円）

## <対策のポイント>

民間非住宅分野等における国産材の利用拡大に向け、J A S 構造材・C L T 等を活用した木造化、木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた供給体制構築、木材産業の人材の確保に向けた取組を支援します。

## <事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m<sup>3</sup> [令和5年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. J A S 構造材・C L T 等による木造化総合対策事業（拡充）

- ① 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及の取組等を支援します。
- ② 一般流通材や木質耐火部材、C L Tを活用した建築物等の先駆性等の高い設計・建築実証を支援します。
- ③ 各地域での系統だったカリキュラムにより木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組等を支援します。

### 2. 木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備事業（新規）

建築物LCA制度化への対応に向け、中高層建築物に必要な部材等の排出原単位の整備等への支援や、国産材・地域材利用による排出削減効果を見える化する手法の開発等を実施します。

### 3. 森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業（新規）

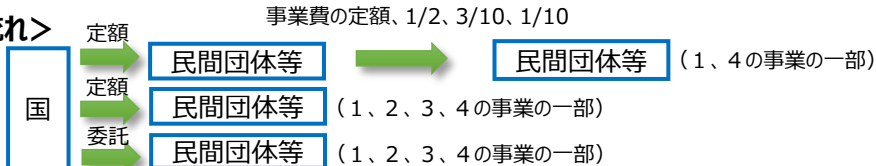
- ① 木材流通の各段階におけるコストや課題等の調査や価格転嫁に向けた需要者の理解醸成を実施します。
- ② 関係者間の水平・垂直連携を通じた、合理的な木材価格の形成に向けたモデル的な体制づくりの取組等を支援します。

### 4. 木材産業人材確保促進対策（新規）

- ① 企業説明会や研修など人材確保・育成の取組を支援します。
- ② 外国人材の円滑な受入に向けた特定技能測定試験等の実施や、受入れ・定着に向けた環境整備等を実施します。
- ③ マニュアルに基づく安全診断の徹底、安全性向上のモデル的取組を支援します。

※上記の他、木材加工施設のリース導入支援について後年度負担分を措置

## <事業の流れ>



### J A S 構造材・C L T 等による木造化総合対策事業



一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及

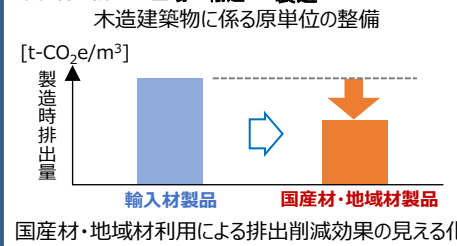
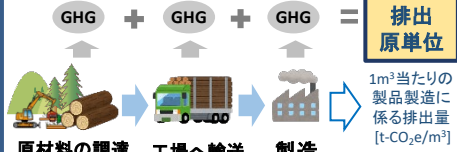


一般流通材や木質耐火部材、C L Tを活用した建築物等の設計・建築実証

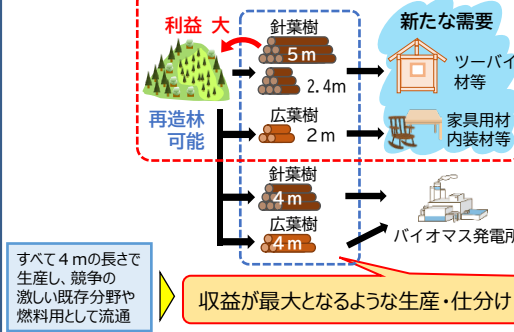


各地域での系統だったカリキュラムによる木造建築物の設計者・施工者の育成

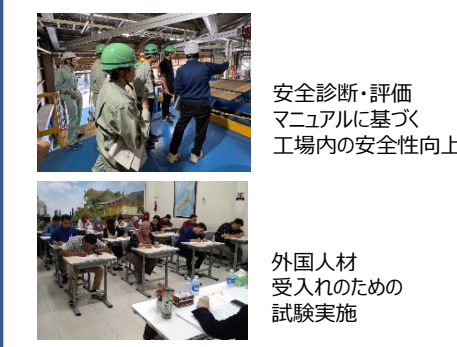
### 木材利用の持続可能性評価に向けた環境整備事業



### 森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業



### 木材産業人材確保促進対策



[お問い合わせ先] 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

# 木材需要の創出・輸出力強化対策（拡充）

令和8年度予算概算要求額 249,168千円（前年度217,547千円）

## <対策のポイント>

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

## <事業目標>

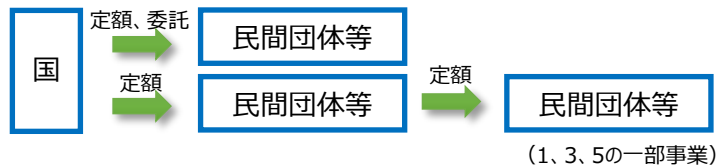
国産材の供給・利用量の増加（34百万m<sup>3</sup> [令和5年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

- 1. 木質バイオマス利用環境整備事業** 92,313 (90,351) 千円  
「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援するとともに、林地残材の活用を促進するための環境整備の取組を支援します。
- 2. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 25,000 (20,000) 千円  
CLT、構造用集成材等の海外市場におけるテストマーケティングの実践・分析等、2×4工法構造材の輸出拡大に向けたセミナーの開催等を支援します。
- 3. 「クリーンウッド」実施支援事業** 67,848 (52,848) 千円  
事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供、改正クリーンウッド法の施行状況把握調査を実施します。
- 4. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 30,000 (28,000) 千円  
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 5. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 34,007 (26,348) 千円  
特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組とその横展開、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)  
(5の事業) 経営課 (03-3502-8059)

# 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・林業担い手育成総合対策

令和8年度予算概算要求額 5,685,149千円（前年度 4,740,370千円）

## <対策のポイント>

新規就業者等への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の者への給付金給付、高校生の就業や女性の活躍の促進、森林プランナーの育成、技能評価の推進、外国人材受入れに向けた条件整備、労働安全対策等の取組を推進します。

## <事業目標>

- 新規就業者の確保（1,200人〔令和8年度〕）
- 認定森林施業プランナーの育成（現役人数3,500人〔令和12年度まで〕）
- 労働安全の向上（死傷年千人率5割削減〔令和12年まで〕）

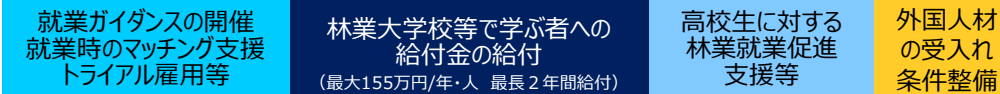
## <事業の内容>

## <事業イメージ>

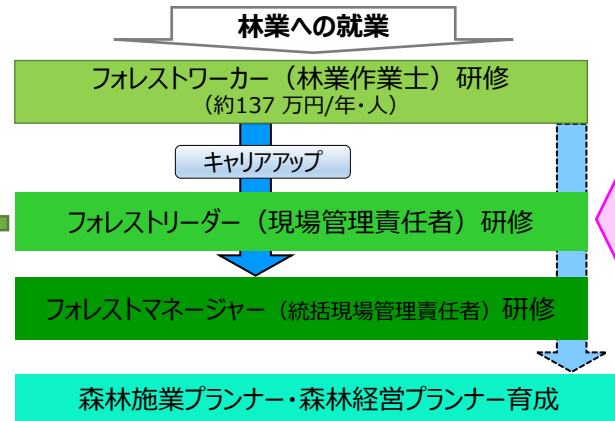
### 1. 森林・林業担い手育成対策 5,603,994千円（前年度 4,669,215千円）

### 1. 森林・林業担い手育成対策

① 「緑の雇用」担い手確保支援事業 4,794,413千円（前年度 3,945,049千円）  
新規就業者への体系的な研修、現場技能者のキャリアアップ研修等を支援します。



② 緑の就業準備給付金事業 609,520千円（前年度 573,496千円）  
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、林業経営も担い得る有望な人材として期待される者を支援します。



③ 未来の林業後継者支援事業 33,957千円（前年度 34,566千円）  
高校生等を対象とする林業への就業促進活動、女性林業者の活動を支援します。

多能工化研修  
(約9万円/月×最大2ヶ月等)

④ 技能評価・外国人材受入推進対策 90,525千円（前年度 75,525千円）  
林業に関する技能評価の推進、外国人材受入れに向けた条件整備を支援します。



技能評価の推進

⑤ 森林プランナー育成対策 45,579千円（前年度 40,579千円）  
施業集約化に向けた合意形成や木材の有利販売に取り組む森林プランナーの育成に向けた取組を支援します。

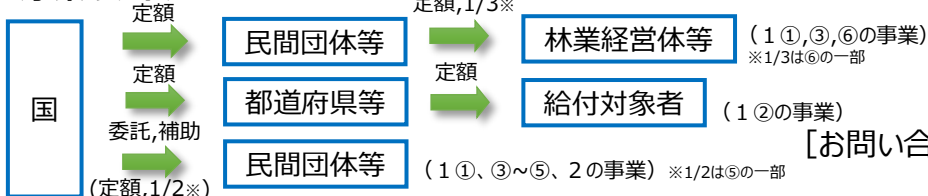
⑥ 地域間・産業間連携労働力確保事業 30,000千円（前年度 -）  
労働需給が異なる地域間と産業間の連携を支援します。

### 2. 林業労働安全強化対策

安全診断、伐採研修、作業安全規範等の普及



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1①、②、④、⑤、⑥、2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-1629)  
(1③の事業) 研究指導課 (03-3502-5721)

## <対策のポイント>

森林吸収源の機能強化、林野火災対策を含む国土強靱化、森林の集積・集約化の加速化に向けた、**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等**の推進に加え、花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を推進します。

## <事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha [令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均]）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 間伐や再造林、路網整備等

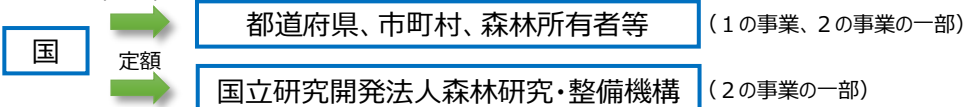
- ① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進するとともに、**林業適地等における林道の開設・改良等**を推進します。
- ② **森林の集積・集約化を進める地域**において、**基盤となる林道の整備や効率的な森林整備**を支援します。
- ③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

### 2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、市町村等の**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② **防災上重要な幹線林道の整備**を支援するとともに、**半島地域における代替路の確保**を推進します。
- ③ 林野火災の危険度が高い地域において、**山火事防止施設を備えた防火機能の高い林道や延焼防止に資する防火林帯の整備**を支援します。

## <事業の流れ>

1/2、3/10等



※ 国有林においては、直轄で実施

## <事業イメージ>

### 間伐や再造林、路網整備等

省力・低コスト造林による  
再造林面積の確保

路網整備の推進に  
より再造林等を後押し



造林



下刈り



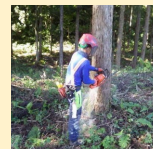
幹線林道の整備

森林資源の  
循環利用



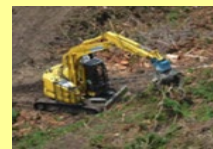
公益的機能の持続的発揮

森林の集積・集約化を進める地域において、**基盤となる林道の整備や効率的な森林整備**を支援



間伐等の森林施業や路網整備

花粉発生源対策として伐採・植替えの一貫作業  
や路網整備等を支援



伐採・植替えの一貫作業

### 豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林  
等において、公的主体による復旧・整備を推進



台風による風倒木被害

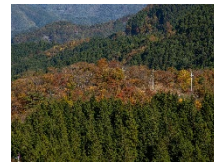


奥地水源林

防災上重要な幹線林道や、防火機能の高い林道、  
防火林帯の整備を支援



のり面保全による林道の強靱化



防火林帯の整備

# 「森の国・木の街」づくり宣言への参画を企業や自治体に広く呼びかけ



「森の国・木の街」づくり宣言に参画する自治体・企業等を募集します

## 木でつなぐ、森と街、今と未来。

豊かな森林資源を未来へとつなぐためには、木を「使う」ことが欠かせません。建物の木造化や木材利用を通じて、地域の環境も暮らしもより良くなり、その積み重ねが森を守り、地球の未来を育てます。

このたび、「森の国・木の街」づくり宣言に参画する自治体・企業等の募集を開始しました。この宣言は、**建築物の木造化や木材利用の効果の“見える化”**を通じて、森林資源の循環利用を進め、地球温暖化の防止や地域の活性化を目指すものです。

森林の恵みを活かす、木の街づくりへ。自治体や企業等の皆さまの参画をお待ちしています。



POINT

木材利用による炭素貯蔵効果が「SHK制度」に新たに位置付けられます

- ✓ SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス(GHG)を一定量以上排出する者(原油換算で年間1,500キログラム以上を使用する者など)にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度です。(※1)
- ✓ 今回の改正により、木材を使った建築物等を新築等により自ら所有する自治体や企業は、自らのGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるようになります。(R8.4施行予定)(※2)

※1 「SHK制度」の詳細は環境省HPをご覧ください



※2 「SHK制度」の改正内容は林野庁HPをご覧ください



林野庁

### 「森の国・木の街」づくり宣言



### 「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



### 「森の国・木の街」づくり宣言 参画の流れ

Step1



まずは宣言を確認

宣言の趣旨を理解し、自治体・自社としての取組を検討しましょう。

Step2



宣言への参画

林野庁ホームページの登録フォームから、宣言に参画してください。

Step3



木造化・見える化の実行

建築物の木造化などを進めながら、SHK制度などを活用して効果を見える化しましょう。

参画いただいた自治体・企業等は、林野庁ホームページ等でご紹介します

「森の国・木の街」づくり宣言

の詳細や登録方法は

林野庁ホームページからご確認ください

お問い合わせ先：林野庁木材産業課 03-6744-2293



## <対策のポイント>

林業・木材産業の体質強化や国内需要の拡大に向けて、**原木・木材製品等の生産体制の強化、森林の集積・集約化、スマート林業技術等の開発・実証と活用、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保等を支援**します。

## <事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m<sup>3</sup> [令和5年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 林業・木材産業の生産基盤強化<一部公共>

### 林業・木材産業の生産基盤強化

- 木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の生産性向上・高付加価値化のための木材加工流通施設の整備
- 原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、先進的な林業機械等の導入、搬出間伐の実施 等



木材加工施設の整備



路網の整備

路網整備、先進的な林業機械等の導入、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

### 2. 森林の集積・集約化の実証・展開

### 森林の集積・集約化の実証・展開

- 関係者の協議による集約化に係る情報整備・共有や合意形成、ICT等を活用した森林調査や境界の明確化等の条件整備 等



地域協議会の開催

森林の集積・集約化に向けて、**国有林とも連携した関係者による合意形成、経営管理の権利設定のための条件整備**を行う実証等の取組を支援します。

### 3. スマート林業・DX等先端技術の実装の推進

### スマート林業・DX等 先端技術の実装の推進

- 路網整備や施業集約化を省力化・効率化する森林資源情報のデジタル化
- 林業の安全性・生産性の向上に資する、スマート林業技術の開発・実証と活用 等



自動運転フォワーダ

森林資源情報のデジタル化、スマート林業技術の開発・実証と活用、**木質系新素材の開発・実証**を支援します。

### 4. 建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)

### 建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)

- 木材製品の消費拡大に向けた
- 中高層建築物等におけるJAS構造材の利用実証
- CLTを活用した設計・建築等の実証
- 木造公共建築物の整備
- 木材利用による温室効果ガス排出削減効果の「見える」化 等



中高層建築物等におけるJAS構造材の利用実証

中高層建築物等におけるJAS構造材の利用実証、CLT等に係る技術開発や建築実証、木造公共建築物の整備、木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える」化の促進等を支援します。

### 5. 木材需要の創出・輸出力の強化 (木材製品等の輸出支援対策)

### 木材需要の創出・輸出力の強化 (木材製品等の輸出支援対策)

- 日本産木材製品の認知度向上
- 付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた製品開発・性能検証
- 特用林産物の輸出に向けた課題解決
- 改正クリーンウッド法の施行状況把握調査 等



輸出先国の規格・基準に対応した性能検査

日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証の支援等を実施します。

### 6. 林業の担い手の育成・確保

### 林業の担い手の育成・確保

- 新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修
- 労働安全衛生装備・装置の導入、他地域・他産業との連携 等

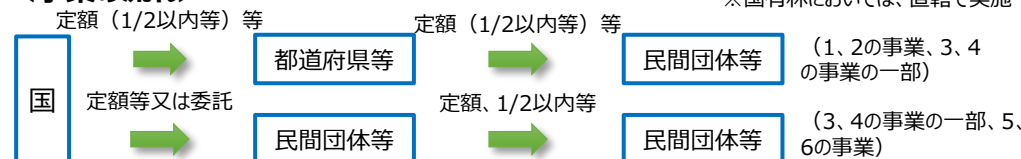


労働安全装備

新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生装備・装置の導入、他地域・他産業との連携等を支援します。

## <事業の流れ>

※国有林においては、直轄で実施



# 森林を活かす都市の木造化推進協議会 要望書(令和7年3月24日)【要望事項抜粋】

1. 脱炭素化社会の実現に向けて、都市の木造化を促進するため、現在検討されている「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく算定・報告・公表制度（SHK制度）において建築物における木材の炭素貯蔵量を報告対象とするとともに、木材利用が推進されるよう、その活用策を検討すること。その際に個別所有や分譲等の不動産開発の民間建築物にも適用されるように検討すること。  
また、カーボンニュートラルの達成に向けて、建築主等に対してインセティブとなるように、木造建築物に関する税制、金融、会計、保険、環境評価などの諸制度の見直しを不断に行うこと。
2. 木造建築物の魅力を更に引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現（あらわ）し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性に関する技術開発への支援を拡充すること。また、安全性の確認を前提に、内装制限などを含む防火・構造規定等関連する制度の合理化検討を継続し、加速化すること。
3. 木材に関する経済安全保障やSDGsへの貢献を図るため、合法伐採及び再造林等の森林整備の推進、路網や木材加工流通施設の整備等による供給力強化、林業・木材産業の担い手の確保、建築物への木材利用に至るまでの国産材のサプライチェーンの普及・拡大、地域における建築物木材利用促進協定締結者の実践活動への支援、協定締結促進のための関係省庁の予算や優遇措置を引き続き拡充すること。
4. 地方都市等において、地元の建設関連事業者が地域材を使用して中大規模、中層の木造建築物を作ることを推進するため、昨年12月に作られた耐久性評価のガイドラインに準拠した一般利用可能なオープン化された工法の開発や施工・維持管理方法の標準マニュアル等の作成・普及を図ること。さらに関連する製品の開発・普及・製造のための関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。
5. J A S 構造材は、中大規模、中高層の木造建築物の建設に不可欠であり、その調達容易になるよう流通量の飛躍的な増大に向けて関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。  
加えて、4.のガイドラインに準拠した建築物に使われているJ A S 構造材については、その耐用年数を超える長期間にわたり二酸化炭素貯蔵機能を発揮させるため、解体して建築物の構造部材として再利用する際にあらためてJ A S に適合するものとして扱える手法について検討すること。
6. 「持続可能な社会づくり」に向けた国際的な潮流を踏まえ、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を推進する施策を講ずること。特に、再造林の確実な実施など持続可能な森林経営を実践する森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするための国民意識の醸成に向けた取組を進めること。加えて、公共建築物等における木材利用に当たっては率先して持続性の確保された木材の利用に努めるよう働きかけを行うこと。

令和7年3月24日  
森林を活かす都市の木造化推進協議会  
会長 島田 泰助